

電気需給約款等の変更に関するお知らせ

当社のずっとも電気をご契約いただいているお客さまにつきましては、平成29年4月1日より、以下の通りご契約内容を一部変更させていただきます。

それにともない、電気事業法にもとづきその内容をお知らせします。

■変更の対象となる電気需給約款等

電気需給約款

電気料金メニュー定義書（ずっとも電気1、ずっとも電気2、ずっとも電気3）

付帯メニュー定義書（ガス・電気セット割）

■変更のポイント

- ・ 電気料金メニューの適用期間や解約に関する内容等を変更しました。
- ・ 電気料金単価に変更はありません。
- ・ 以下の変更内容にご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。

- ① 全ての電気料金メニューの適用期間を、適用開始日からその日以降に到来する4月の電気の計量日の前日までとします。特段のお申し出がない限り、翌日である4月の電気の計量日から新たに適用期間が継続します。
- ② お客さまが電気のご使用場所から移転し電気を使用していないことが明らかな場合等に、当社は電気契約を終了させることがあります。

その他、電気契約手続きに関する内容等を変更しています。

以上